

基本目標 2

いつまでも健やかに過ごせるまち

【福祉・健康・人権】

- | | | |
|-------|---|------|
| 施策 1 | 子育て世代の負担軽減など、安心した子育て環境を提供する | <7> |
| 施策 2 | 出会いの機会を強化し、家庭を持つ喜びを感じられるまちをつくる | <8> |
| 施策 3 | みんなで支え合い、助け合える環境をつくる | <9> |
| 施策 4 | 高齢者の活躍による地域の担い手と活力をつくる | <10> |
| 施策 5 | 高齢になっても障がいがあっても安心して健康で
いきいき活躍できる環境をつくる | <11> |
| 施策 6 | 社会保障制度を適正に運用する | <12> |
| 施策 7 | 一人ひとりのライフサイクルに応じた健康づくりを進める | <13> |
| 施策 8 | さらに充実した医療体制を構築する | <14> |
| 施策 9 | だれもが認め合い、理解し合い、
協力し合える人権尊重のまちづくりを進める | <15> |
| 施策 10 | 女性が地域や職場で活躍できる環境づくりを進める | <16> |

2-1 子どもを産み、育てる喜びを実感できるまちをつくる

施策1 子育て世代の負担軽減など、安心した子育て環境を提供する 〈7〉

目指すべき姿

子どもを産み育てたいと願うすべての親たちが、地域の中で安心して子どもを産み、希望と喜びを感じながら子育てに励み、倉吉市の未来を切り拓く子どもたちがすくすくと健やかに育っています。

現状と課題

- ◆ 倉吉市の合計特殊出生率^{注)}は、近年、県を上回る高い水準を堅持していましたが、少子化が進んでおり、平成26年の合計特殊出生率は県以下となりました。
- ◆ また、不妊治療を受ける夫婦も年々増加していますが、不妊治療には医療保険が適用されないため、高額の治療費を自己負担しており、経済的な理由から、子どもをあきらめざるを得ない場合も多くあります。
- ◆ 倉吉市の子育て環境について、平成27年度に実施した市民意識調査の中で「子育てに不安を感じている」と答えた市民の割合は、58.1%でした。経済的な不安とともに核家族化の進行や地域社会における関係の希薄化などによって、親が子育てに関する不安や負担感をもつ人が増加していると思われます。
- ◆ 核家族化、保護者の就労形態の多様化などに伴い、保育等のニーズも多様化しており、延長保育、低年齢児保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブの利用が増加しています。
- ◆ 妊娠・出産、子育て時期を通して支援が必要な妊婦や家庭が増加しています。子育て中の親子の相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である子育て支援センターへの相談や利用も増加しており、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大に対応する子育て支援が求められています。
- ◆ 児童虐待対応件数は、全国的に増加の一途をたどっており、県内においても近年増加傾向にあります。倉吉市における児童相談所が対応した児童虐待件数は、平成21年度以降、平均7件程度で推移しているものの、心理的虐待や育児放棄等のネグレクトの件数が増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。
- ◆ 子どもの貧困が社会問題化する中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されないよう、対策を進めていく必要があります。
- ◆ 平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートし、倉吉市では、平成27年3月に「一人ひとりの子どもがいきいきと健やかに育つまち くらよし」を基本理念とする「倉吉市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～31年度）」を策定し、子育て支援に対する多様なニーズを把握しながら、関係機関との連携による切れ目のない子育て支援の流れを作り、次代

を担う子どもたちや子育て家庭への支援、環境づくりなどに取り組んでいます。

注) 合計特殊出生率

女性の年齢別出生率を15歳から49歳まで合計した値であり、通常はある年の年齢別出生率を合計して算出。人口が自然減とならないためには、一般的に2.07程度以上が必要。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
不妊・不育症治療に対する医療費の助成	特定不妊治療・人工授精の不妊治療および、不育治療にかかる費用の一部を助成します。
利用者負担額（保育料）の軽減・医療費の助成	認定こども園や保育所の料金の引き下げや、特別医療費助成の拡充を行うことで、子育て世代の出産や子育てへの不安の緩和に努めます。
子育てを支援する環境の整備	子育て世代の支援を行うワンストップ拠点や、ショッピングセンター内に雨天でも子育て世代が集える遊戯スペースなどの整備を進めます。また、1歳児の保育対策を円滑に実施するため、特別に保育士を配置、乳幼児や障がい児保育に対し、専門的な知識を持つ保育士を配置するなど、子育て環境の整備を進めます。
母性や子どもの健康の確保と増進の支援	疾病の予防と早期発見により、母性の健康が確保され、子どもが健やかに成長できるよう、訪問指導や健康診査などを進めます。また、出産後の育児負担軽減を図るため、産後ケアサポートを進めます。
子育てへの支援	地域のシルバー世代との連携による、子育て家庭を地域で支えるファミリーサポート推進事業や、ベビー用品活用（レンタル&リユース・リサイクル）事業、病児・病後児保育事業に加え夜間保育事業の導入検討などを通じて、子育てへの支援を進めます。
親としての基本的事項の習得のための支援	子どもへの声かけや接し方など、子どもに関わる基本的な知識や技術を習得するための情報提供や実践的な研修の機会を提供するとともに、家庭訪問等により個別の状況に応じた支援などを進めます。また、家庭や地域で、子育ての経験や多様な人間関係を親の世代から子の世代に伝えていけるよう、多世代同居や地域住民による活動などへの支援を行います。
特別な支援や配慮を要する子どもや家庭への支援	要保護児童等を早期に発見し、早期に対応するため、相談体制を充実するとともに、関係機関等と連携し、切れ目のない支援の流れを構築し、予防対策及び支援対策を進めます。また、特別に支援や配慮の必要な子どもや家庭に対し、適切に対応できるよう体制を強化し、必要な支援、施策を実行していきます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 32 年)
子育てに不安を持っている市民の割合【%】	中学校修了前の子どもを養育している市民のうち、「子育てに不安を感じている」と回答した市民の割合	58.1% (平成 26 年度)	50.0%
子育て支援センターの利用者数【人】	市内にある子育て支援センターの延べ利用者数	19,911 人 (平成 26 年度)	20,000 人
乳幼児虐待人数【人】	児童相談所で虐待と認定された乳幼児の人数	0 人 (平成 26 年度)	0 人

(総合戦略と連動した指標)

男女ともに働きやすい職場環境を構築する男女共同参画推進企業の認定数【社】	平成 16 年 2 月に創設された、鳥取県の認定制度による、倉吉市内の認定事業者数	65 社 (平成 26 年度)	100 社
ファミリーサポートセンター登録者数【人】	ファミリーサポートセンター提供会員数	31 人 (平成 26 年度)	100 人
合計特殊出生率	同左	1.75 (平成 25 年)	1.80
待機児童数【人】	厚生労働省の保育所等利用待機児童調査による人数	0 人 (平成 26 年度)	0 人
出生数【人】	鳥取県人口動態調査	364 人 (平成 26 年度)	400 人
第2子以降出生数【人】	同左	137 人 (平成 26 年度)	150 人
第3子以降出生数【人】	同左	73 人 (平成 26 年度)	80 人



〈育児相談とまちの保健室〉

施策2 出会いの機会を強化し、家庭を持つ喜びを感じられるまちを <8> つくる

目指すべき姿

様々な出会いの場に恵まれているため、理想とするパートナーを見つけることができ、子育てにおいても、男女ともにワークライフバランスが保たれているため、安心して子育てができる環境が生まれています。

現状と課題

- ◆ 国勢調査によると、倉吉市の生涯未婚率^{注)}は平成7年に男性で8.49%、女性で4.36%でしたが、平成22年には男性で21.81%、女性で8.64%と男女ともに上昇しています。これは、近年の経済情勢の変動、女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化などによる、日本人の結婚に対する価値観が大きく変化したことによるものと思われます。
- ◆ こうした多様化した未婚者の状況に対応するため、価値観の変化や男女間の考え方、コミュニケーション能力のスキルアップなどを学ぶセミナーの開催、地域で未婚者をサポートする結婚コーディネーターの養成など、未婚者の需要に合わせてあらゆる面から総合的にサポートすることが求められています。
- ◆ 「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担意識は徐々に薄れてきていますが、一方で男女共同参画社会づくりの必要性や意義等についての理解度はまだ低い状況にあります。この性別役割分担意識は、女性のみならず、男性の行動も制約し、個人が主体的に生きるための自由な選択や能力が発揮しにくくなっています。
- ◆ 子育ての比重は、依然として女性に重くのしかかっており、また、子育てをしながら働く職場環境は十分に整備されておらず、急な残業や子どもの病気の時等にすばやく対処するのは難しい状況のままとなっています。また、子育て中の女性に多くの孤立感や負担感を感じさせ、仕事と家庭の両立を担っている女性が出産、子育てをためらうことにもつながっています。
- ◆ 育児と仕事の両立を支援する多様な保育サービスの充実や子どもを生き育てながら安心して働くことのできる労働環境が必要なことから、多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応した弾力的できめ細やかな保育サービスや放課後の児童を対象とする放課後児童クラブの充実が求められています。

注) 生涯未婚率

45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値であり、50歳の未婚率を示す。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
出会い・結び合いの支援	広域的な結婚活動及び婚活パーティー支援事業、広域的な出会いカアアップスクール事業、地域で結婚を支援する組織及び仲人の育成を行う組織育成事業、地域団体活動等による出会いの場づくり促進支援事業、結婚生活のイメージアップや早期からの婚活を推進する結婚機運醸成事業などを通じて、出会いや結び合いの支援を図ります。
仕事と家庭（子育て）の両立支援	男女がともに仕事と育児を両立でき、仕事と生活の調和の取れた働き方（ワークライフバランス）ができるよう、関係機関と連携して啓発し、市民や事業所の理解や協力が得られるよう求めています。
保育サービス・放課後児童クラブ等の充実	子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに応じた保育サービスや、放課後児童クラブ等の充実を図ります。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成32年)
婚姻件数【件】	倉吉市への婚姻届提出件数	236件 (平成26年度)	241件
独身者が理想とする子供の数【人】	同左	2.50人 (平成26年度)	2.70人
結婚を支援する組織によるカップル成立数【件】	市内に活動の拠点を置く結婚を支援する組織が開催したイベントまたは仲人活動によって成立したカップルの組数	0件 (平成26年度)	20件
出会いの場参加者のカップル成立【%】	倉吉市が主催あるいは他町と連携して開催した出会いのイベント等におけるカップルの成立割合	—	50.0%
市民が理想とする子どもの人数【人】	同左	2.29人 (平成26年度)	2.34人
子育てと仕事が両立できる環境が整っていると思う市民の割合【%】	同左	45.5% (平成26年度)	50.0%

2-2 自分らしくいきいきと過ごせるまちをつくる

施策3 みんなで支え合い、助け合える環境をつくる <9>

目指すべき姿

少子高齢化の進行に伴い、介護や子育てなど福祉サービスに対する多様なニーズが増大する中、さまざまな生活の課題に対し、自分でできることは自分で行うとともに、住民同士がお互いに支え合い、地域全体で助け合うことで、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らしています。

現状と課題

- ◆ 現在、世界にも類を見ないスピードで少子高齢化が進行している日本では、関連する社会保障制度の整備・見直しが進められているほか、児童・高齢者等の社会的弱者に対する虐待防止や発達障がい者への支援など、福祉分野での新たな課題に対する取組も極めて重要なまちづくりのテーマとなっています。
- ◆ 本格的な人口減少時代に突入した国内では、少子化対策として子育て支援に対するニーズが拡大するとともに、急速な高齢化に伴って、今後、介護などの福祉サービスに対する需要が大きく増加することが見込まれています。
- ◆ しかし、これまで日本の経済社会システムを支えてきた現役世代ともいえる、生産年齢人口の減少によって、これらのニーズや需要に公的なサービスだけで対応することは、今後ますます困難さを増していくと予想されます。
- ◆ 近年、倉吉市でも、核家族化の進行、高齢者のみの世帯や共働き家庭の増加などにより、家庭の中や地域で支え合う力が低下してきていると考えられます。このような状況下、本市では倉吉市社会福祉協議会^{注1)}が中心となり、民生委員や児童委員などとの連携・協力のもと、多様化・複雑化する生活課題の解決に向け、さまざまな地域福祉活動を展開しています。
- ◆ 今後も引き続き、子どもから高齢者に至るまで、障がいの有無などにかかわらず、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、市民一人ひとりの力（自助）と住民同士が支え合う力（共助）を向上させるとともに、公的なサービス（公助）も含めた関係者間の連携と適切な役割分担に基づき、支援を必要とする人たちを地域全体で支え合っていくことが求められています。

注1) 倉吉市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に、民間非営利組織として設立された社会福祉法人。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
地域や市民が主体となった地域福祉体制の整備	地域に住む人たちが自分たちの地域を支え合う体制をしっかりと整えるため、地域福祉の中心的担い手である倉吉市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と市民・行政が連携していきます。また、ボランティアセンターを核に、地域福祉を支える各種ボランティア団体の育成とネットワーク化を進めます。
判断能力が不十分な要支援者の権利擁護 ^{注2)} の推進	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断することが難しい人が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう成年後見制度 ^{注3)} などの活用が図られるよう関係機関と連携します。また、権利侵害や虐待の防止についても関係機関とネットワークを構築しながら取組を推進します。

注2) 権利擁護

判断能力の不十分な人が権利侵害を受けることなく、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、本人の生活の重要な場面で自己決定や自己実現のための支援を行うこと。

注3) 成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行ったり、本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成32年)
地域の中で支え合い・助け合える関係ができていると思う市民の割合【%】	「地域の中で、他人同士がお互いに支え合い・助け合える関係ができている」と回答した市民の割合	60.1% (平成26年度)	64.0%
ボランティア活動をしている市民の数【件】	倉吉市社会福祉協議会にボランティア登録している個人とグループの合計数	2,599件 (平成26年)	2,850件
ボランティアセンター主催の講座・研修会に参加した市民の数【人】	倉吉市ボランティアセンターが開催している講座・研修会に参加した市民の数	309人 (平成26年度)	500人
ボランティアグループの活動に参加している市民の数【人】	倉吉市ボランティア連絡協議会に加入しているボランティアグループの会員数(※合計)	323人 (平成26年度)	380人

施策4 高齢者の活躍による地域の担い手と活力をつくる <10>

目指すべき姿

高齢者一人ひとりが地域づくりの「人財」として、その知識や経験を活かした社会貢献活動に積極的に取り組みながら、住み慣れた地域や家庭の中で、いきいきと充実した毎日を送っています。

現状と課題

- ◆ 倉吉市においても、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は年々増加を続け、平成28年1月1日現在で30.9%に達しています。すでに市民の約3人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、高齢化率は35.7%となり、高齢者に占める75歳以上の割合も6割になると予測されています。
- ◆ 現在、元気な高齢者は、老人クラブや趣味のサークル活動、公民館活動などに積極的に取り組んでいる一方、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まっています。
- ◆ 市内の要介護・要支援認定者数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、全体的に要介護・要支援の状態が重度化する傾向にあります。
- ◆ 倉吉市では、市内5ヶ所に設置した地域包括支援センターを核として、介護・福祉・保健の専門職員により、高齢者のさまざまな相談に対し、地域に密着した総合的な対応を進めています。
- ◆ 高齢者も社会の一員として、その知識や経験を活かして貢献するとともに、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、いきいきと充実した生活を送ることができる環境づくりを推進することが必要です。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
地域づくり担い手養成	定年時に農家の担い手を確保する定年帰農者総合対策事業や、市と地元大学による地域づくりの担い手を認定するコミュニティリーダー養成事業などを通じて、地域づくりの担い手となる人材を養成します。
学びと活躍の場の提供	大学、企業、団体、地域、行政が連携し「農業」「観光」「介護福祉」「店舗経営」「地域づくり」など学びの場の提供事業や、アクティブな高齢者の学びと活躍の場を創出するシルバー人材活用事業を通じて、学びと活躍の場を提供します。
高齢者の自立的な社会参加の促進	高齢者が地域や社会で活躍する場を持ち、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア団体や地域団体との連携・協力のもと、社会参加や世代間交流、就業機会の提供を進めます。
高齢者の身体能力の維持	高齢者ができる限り要介護・要支援状態にならず、自主的に身体能力の維持に取り組むことができるよう、健康相談や介護予防に関する技術的な支援を進めます。
介護サービス基盤の整備と質的向上	要介護・要支援の状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭の中で、自立して生活できるよう、介護に必要なサービス量を適切に確保するとともに、高齢者にとってより身近な地域で提供される地域密着型サービスの充実を進めます。
地域生活支援体制の整備	高齢者が家庭の中でより安心して生活できるよう、地域包括支援センターを核に、福祉サービスや保健サービス、医療サービスなどの関係機関との連携による包括的な地域生活の支援体制づくりを進めます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 32 年)
高齢期も安心して暮らせるまちと思う市民の割合【%】	「倉吉市は高齢期になっても、安心して暮らせるまちだ」と回答した市民の割合	64.3% (平成 26 年度)	70.0%
過去 1 年間に社会貢献活動に参加した高齢者の割合【%】	65 歳以上の高齢者のうち、「過去 1 年間にボランティアなどの社会貢献活動に参加したことがある」と回答した市民の割合	40.9% (平成 26 年度)	45.0%
要介護・要支援認定となった市民の割合【%】	65 歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けた市民が占める割合	19.0% (平成 26 年度)	20.5%
(総合戦略と連動した指標)			
コミュニティリーダー養成事業参加者数【人】	同左	—	60 人 (累計)
シルバー人材センター登録者数【人】	シルバー人材センターに会員登録している人数	327 人 (平成 27 年度)	350 人
定年帰農者数【人】	本格的に農業を始める意思のある定年帰農者等に対し、農業技術習得などへ支援した人数	—	5 人

施策5 高齢になっても障がいがあっても安心して健康でいきいき <11> 活躍できる環境をつくる

目指すべき姿

高齢になっても障がいがあっても、住み慣れた地域の中で、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、自らの能力や経験を活かし、生きがいを持ち自立して暮らしていけるまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 近年、倉吉市に住む障がいのある人の数は、ほぼ横ばいで推移しています。また、障がいのある人の雇用率は、平成21年度の9.2%から平成26年度の15.1%に増加しており、働く意欲と能力を持った障がいのある人の社会参加は徐々に進んできていますが、まだ十分な水準にあるとはいえません。
- ◆ 平成25年度に施行された障害者総合支援法の理念は、障がいの有無に関わらず、一人ひとりが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることとされています。障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活、社会生活の支援を受けることで社会参加の機会の確保と地域社会で共生すること、社会的障壁の除去をめざすことができるよう施策を充実していくことが必要です。
- ◆ 障がいのある人が、地域で自立して生活していくために、障がい者地域生活支援センターによる適切な情報提供や相談支援体制を整備しています。また、関係機関との連携により、各種サービスの提供による日常生活への支援、ライフステージや障がいの特性に応じたきめ細やかな就学・就労への支援が必要となります。
- ◆ 市民意識調査によると、「障がいのある人が身近に普通に生活することが当たり前だと思う」市民の割合は、前期計画の目標値84.5%に対して平成27年度は74.7%とまだまだ目標値に達していません。平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、障がいを理由とする「差別的取扱の禁止」と合理的配慮の不提供の禁止が定められました。障がいのある人に対する誤解や偏見を無くし、不利益を被らないよう、障がいに対する正しい理解啓発が求められています。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
まちの保健室の普及や健康づくりへの支援	健康意識と受診率の向上を図るため、気軽に行ける健康相談と健康意識の改善に取り組むまちの保健室を普及するための支援をしていきます。また、検診受診率の向上や健康寿命の延伸につなげる生涯にわたる健康づくりを推進します。
地域づくり担い手養成	高齢者が地域や社会で活躍する場を持ち、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア団体や地域団体との連携・協力のもと、社会参加や世代間交流、就業機会の提供を進めます。
市民防災力の強化・向上	地域住民が自主的に防災活動を行う団体を全自治公民館に組織するよう進め、防災研修・避難訓練を支援していきます。またケーブルテレビ網のICTを活用した見守りシステムの整備などを通じて、市民防災力の向上を図ります。
「市民提案型協働プロジェクト」事業	地域の暮らしを守り、地域コミュニティを維持して元気な地域づくりを目指す取組として、これまで地域を支えてこられた方々に加え、女性や若者、移住者、学生がつながり、地域全体で地域の将来について、共に考え、共に実行していくことを市民運動に拡げていき、これからの地域づくり、本市の未来につなぐ基本事業として推進を図ります。
地域生活への支援	高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、必要な相談支援と、適切なサービス提供などを進めるとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。
自己決定支援	障がいのある人の自己決定を支援するため、年少時からの適切な療育・教育を進めます。あわせて、個々に応じた理解や判断に基づく自己決定ができるよう、成年後見制度などが活用できるよう情報を提供します。
社会参加への支援	障がいのある人の就労や地域活動への参加を支援するため、就労などの機会の確保と、就労前教育の充実を進めるとともに、当事者団体やグループの活動への支援に取り組みます。
介護者の負担軽減	高齢者や障がいのある人を介護する家族などの経済的・精神的・肉体的負担を軽減するため、相談・情報提供体制などの充実を進めるとともに、必要な支援サービスの質と量を適切に確保します。
障がいのある人とともに暮らす意識の啓発	障がいや障がいのある人に対する正しい理解と支援を促すため、地域住民をはじめ障がいの当事者、家族、関係者などへの研修や啓発活動を進めます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 32 年)
仕事をしている障がい者の割合【%】	障害者手帳を持っている市民のうち、就労している人の割合	15.1% (平成 26 年度)	18.0%
在宅で生活ができている障がい者の割合【%】	65 歳未満の身体・知的・精神障がい者数（身体 1 級を除く）のうち在宅で生活できている人数の割合	92.5% (平成 26 年度)	94.0%
障がい者に対する市民の理解度【%】	「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思う」と回答した市民の割合	74.7% (平成 26 年度)	84.5%

(総合戦略と連動した指標)

高齢期も安心して暮らせると思う市民の割合【%】	「倉吉市は高齢期になっても、安心して暮らせるまちだと思う」と回答した市民の割合	64.3% (平成 26 年度)	70.0%
自主防災組織の組織率【%】	自治公民館数に対する自主防災組織数の割合	74.7% (平成 26 年度)	95.0%
まちの保健室取組地区数【地区】	まちの保健室を開催している地区の数	3 地区 (平成 27 年度)	13 地区
健康教室参加者数【人】	健康増進事業として 40 歳以上の者を対象として開催する健康教室に参加した人数	3,478 人 (平成 26 年度)	4,000 人
健診受診率【%】	各種がん検診の受診率（平均値）	16.7% (平成 26 年度)	50.0%
救急救命講習受講者数【人】	救急救命講習を受講した消防団員数	—	560 人

施策6 社会保障制度を適正に運用する <12>

目指すべき姿

失業や病気、高齢などの理由から、個人の力だけでは対応できない生活上の問題が発生した場合でも、乳幼児から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険制度は、相互扶助の精神に基づく地域医療制度であり、人々の病気やケガなどに対する医療を適切に確保し続ける上で、社会のセーフティネットとして極めて重要な日本の社会保障制度の柱の1つとなっています。
- ◆ 75歳以上の高齢者と65～74歳までの一定の障がいのある高齢者を被保険者とする後期高齢者医療制度は、県内では鳥取県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、県全体で制度の運用がなされています。
- ◆ 倉吉市が保険者である国民健康保険は、被保険者数の減少により保険給付費は減少していますが、高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費は増加しています。徴収の強化により保険料の収納率は向上しているものの、国保特別会計の実質単年度収支は赤字が続き、国民健康保険財政調整基金からの補てんで財源を確保している状況にあります。
- ◆ 国の医療制度改革により平成30年度に国保財政が都道府県に移行しますが、市町村の役割として、保険料の収納率向上や医療費適正化に努めることが求められています。今後、健全で安定的な国民健康保険制度としていくためには、住民の健康づくりに努め、医療費の一層の抑制に取り組むとともに、実態に応じた保険料の見直しを行う必要があります。
- ◆ 生活保護制度では、要保護状態にある世帯に対し、法に基づく必要な保護を実施し最低生活の保障を行うとともに、個々の状況に応じて自立助長に向けた支援を行っています。
- ◆ 全国的な傾向と同様に、平成20年10月頃の世界金融危機以降倉吉市でも生活に困窮し生活保護を受けている人が急増しましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。
- ◆ 一方で、稼働能力を有すると考えられる「その他の世帯」の割合は、平成27年10月時点において19.6%と全国の16.8%と比較して高くなっていることから、就労による自立等に向け、より積極的な支援を行う必要があります。
- ◆ 生活困窮者自立支援法の施行により、平成27年度から生活保護に至らない段階の困窮者に対する包括かつ伴走型の支援体制が構築されました。早期における困窮状態からの脱却に資するため、困窮者の早期把握に向けた地域ネットワークの構築、拡大に努める必要があります。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
医療保険制度の安定的な運用	国民健康保険制度の健全で安定的な運用を図るため、被保険者に対する制度の趣旨の理解徹底を図るとともに、医療費の抑制や滞納者対策の強化、定期的な保険料の見直しを進めます。
生活保護の適正な実施	生活保護制度を適正に実施するため、民生委員や関係機関との連携により生活状況の把握に努めるとともに、就労支援、他法他施策の活用等により世帯の自立更生に向けた支援を実施します。
生活困窮者の自立支援	生活困窮者を早期に把握できるよう、地域ネットワークの構築に務め、生活困窮者が的確に自立できるよう、相談者の状況に応じた支援計画の作成や就労可能な人については、本人の状況に応じた就労支援を進めます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成32年)
国民健康保険事業特別会計の実質単年度収支【千円】	単年度収支に、事業財政調整基金への積立金を加え、事業財政調整基金の取崩し額を差し引いた額の3年度間平均額	▲23,462千円 (平成26年度)	0千円
国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費【円】	国民健康保険被保険者の医療費総額を平均被保険者数で除した値	348,275円 (平成26年度)	392,210円
生活保護世帯の自立更生率【%】	生活保護の受給世帯のうち、自立更生した世帯数の割合	8.1% (平成26年度)	10.0%
就労している生活保護受給者の割合【%】	就労可能な生活保護受給者のうち、実際に働いている人が占める割合	55.3% (平成26年度)	60.0%
生活困窮者自立支援の支援計画作成件数【件】	生活困窮者の支援計画の作成件数	—	60件
就労につながった生活困窮者の割合【%】	一般就労を目標に支援計画を作成した人のうち新たに就労した人の割合	—	50.0%

2-3 だれもが健康で安心して暮らせるまちをつくる

施策7 一人ひとりのライフサイクルに応じた健康づくりを進める <13>

目指すべき姿

市民一人ひとりがライフステージ^{注1)}やライフスタイル^{注2)}に応じて、自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組み、だれもが生涯にわたり、心身ともに健やかな生活を送っています。

注1) ライフステージ

人の年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。

注2) ライフスタイル

生活の様式。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

現状と課題

- ◆ 日本の平均寿命が、世界でも最高の水準に達している中、市民一人ひとりが自らの心身の健康状態に高い関心を持ち、疾病の早期発見・早期治療に取り組み、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らしていくことが求められています。
- ◆ あわせて、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組むことによって、健康の保持・増進に自らの責任をしっかりと果たすことも極めて重要といえます。
- ◆ 倉吉市では、市民の健康づくりの推進として、「食生活を見直す」、「運動習慣を身に付ける」、「健康管理ができるようになる」をその要素に取組を進めています。具体的には、食育を基本とした正しい食生活の啓発や「くらし元気体操」の普及促進、さらには乳幼児から高齢者までの各種健康診査の実施と健康相談、健康教育などの保健指導を実施しています。
- ◆ 今後は、疾病の早期発見・早期治療や感染症の予防が進むよう、乳幼児から高齢者までの各種健康診査、予防接種などの受診率・接種率の向上に、より積極的に取り組むことが求められています。あわせて、市民に対して健康に関する正しい知識を普及啓発するとともに、健康管理の重要性について意識の向上を促進する必要があります。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
健康づくりの促進	健康への関心を高め、健康づくりに取り組んでもらうため、地域で活動している食生活改善推進員を中心に、望ましい食習慣の確立・定着の普及啓発や実践に努めるとともに、運動習慣の定着に向けては「くらし元気体操」の普及実践に取り組めます。
健康管理の促進	疾病の早期発見・早期治療や感染症の予防が進むよう、地域の健康づくり推進員などを通じた啓発活動にも取り組みながら、各種健康診査の受診や予防接種を促進します。あわせて、適切に健康管理ができるよう、健康相談や健康教育、訪問指導などの保健指導に取り組めます。
新型コロナウイルス対策の推進	予期しない新型コロナウイルスが発生した場合でも、的確かつ迅速に対応できるよう、日常的な関連情報の収集に努めるとともに、県及び医療機関などと連携・協力し、発生時を想定した体制の整備や対策を進めます。
まちの保健室の普及	まちの保健室を全地域に普及させ、自分の健康を振り返ったり、相談できる場により健康意識と受診率の向上に繋がります。また、大学や地域と行政が連携して、地域の健康づくりを支援するシステムをつくりまします。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成32年)
自分自身が健康であると思う市民の割合【%】	「自分自身が心身共に健康だと思う」と回答した市民の割合	67.5% (平成26年度)	70.0%
自主的な健康づくりに取り組んでいる市民の割合【%】	「自らが自主的に健康づくりのための活動に取り組んでいる」と回答した市民の割合	45.8% (平成26年度)	50.0%
年1回は健診を受診している市民の割合【%】	「年1回は健康診査を受診している」と回答した市民の割合	72.1% (平成26年度)	75.0%
(総合戦略と連動した指標)			
まちの保健室取組地区数【地区】	まちの保健室を開催している地区の数	3地区 (平成27年度)	13地区

施策8 さらに充実した医療体制を構築する <14>

目指すべき姿

すべての市民が住み慣れた地域の中で、それぞれの疾病やケガの状況に応じ、いつでも安心して適切な医療サービスを受け続けることができるまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 日本では、近年、医師の都市部への偏在が進んだ結果、地方部における医師不足が顕在化し、地方の医療体制の維持に大きな障害が発生しています。
- ◆ 現在、倉吉市には病院9施設、一般診療所52施設、歯科診療所29施設、施術所26施設の合計116施設の医療機関が立地しています。また、病床数は、一般853床、療養型220床、精神278床、感染4床の合計1,355床となっています。しかしながら、耳鼻咽喉科を掲げる診療所が1施設、分娩を取り扱う医療機関は、2施設となっており、安心・安全な医療体制の整備が必要です。
- ◆ 市民意識調査において、市内の医療機関やそのサービスに満足していると答えた市民の割合は、平成23年度が78.5%であったのに対し、平成27年度では79.7%と1.2ポイント増加しています。一方、「かかりつけ医」を持っていると答えた市民の割合は、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- ◆ 高齢化の進行に伴い、より一層重要性が高まると考えられる医療サービスの質・量を今後も引き続き、適切に確保していくとともに、市民一人ひとりがそれぞれの疾病やケガの状況に応じ、的確な医療サービスを利用するよう促すことが求められています。



今後の取組方針

取組方針	主な内容
医療体制の充実	市民がそれぞれの疾病やケガの状況に応じて、適切な医療サービスを受けられるよう、地域医療体制を適切に維持します。
救急医療体制の充実	市民が夜間や休日に急に体の具合が悪くなった時、適切な診療を受けられるよう、医師会や鳥取中部ふるさと広域連合 ^{注)} との連携のもと、夜間診療や休日診療を行っている医療機関に対し、医師の充実などを働きかけます。
医療情報の提供充実	市民が適切な医療機関や医療サービスを選択できるよう、地域の医療に関する情報提供を充実させます。
市民意識の向上	市民が自らの健康管理の一環としてかかりつけ医を持ったり、適切な医療サービスを選択できるよう、各種講座などを通じた意識の啓発を進めます。

注) 鳥取中部ふるさと広域連合

1市4町からなる県中部地域の住民福祉の向上を目指し、平成10年4月に発足した特別地方公共団体。現在、ごみ処理やし尿処理、消防のほか、税金の滞納整理、介護保険及び障害者総合支援などに関わる事務処理を実施。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成32年)
適切な時に適切な医療を受けられ、医療機関やそのサービスに満足している市民の割合【%】	「適切な時に適切な医療が受けられ、医療機関やそのサービスに満足している」と回答した市民の割合	79.7% (平成26年度)	85.0%
身近に必要な医療サービスが受けられている市民の割合【%】	「身近な場所で必要な時に適切な医療サービスが受けられている」と回答した市民の割合	78.8% (平成26年度)	85.0%
かかりつけ医を持っている市民の割合【%】	「日頃から利用している“かかりつけ医”を持っている」と回答した市民の割合	71.4% (平成26年度)	75.0%

2-4 お互いを認め、尊重し合えるまちをつくる

施策9 だれもが認め合い、理解し合い、協力し合える人権尊重のまちづくりを<15> 進める

目指すべき姿

あらゆる差別や人権侵害がなく、市民一人ひとりが、お互いの個性や人格をしっかりと認め合い、理解し、家庭や地域、職場、学校など生活のあらゆる場面で協力でき、個性と能力が発揮できるまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 倉吉市では、平成27年度に策定した「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」に基づき、あらゆる差別の解消に向けた取組を進めているものの、依然として悪質な差別落書や投書、インターネット上に差別を助長する悪質な掲載など人の心を傷つける事象があとを絶たない状況にあります。また、平成24年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、「過去5年間に同和地区（被差別部落）の人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがありますか」との問いに、回答件数が191件あり約20%の市民が直接体験している現状があります。
- ◆ 市民意識調査によると、「過去1年間に自分の人権が侵害された」と回答した市民の割合は、平成23年度の17.7%から平成27年度には15.8%と若干減少しています。平成24年度の人権・同和問題に関する市民意識調査では、市民の20.2%（たびたびある2.6%）、（たまにある17.6%）が日常生活で差別や人権侵害を受けたことがあると回答しています。近年は、児童虐待や高齢者虐待、個人情報への侵害、DVやハラスメントなど、新たな人権問題が顕在化しています。
- ◆ 現在、倉吉市では、平成27年度に策定した「第5次くらし男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、総合的な取組を進めています。
- ◆ 市民意識調査では、「男女の役割分担について固定的な観念を持っていない」と回答した市民の割合が、平成23年度の73.3%から平成27年度の79.9%に若干増加しています。一方、「身近な社会における男女の機会均等が図られている」と考える市民の割合は、平成23年度の42.4%から平成27年度の37.3%に減少しています。
- ◆ 平成27年実施の「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、賛成する意見は17.1%、反対する意見は48.9%でした。しかし、家庭生活における役割では、食事のしたくは86.3%、食事の片づけ83.2%、洗濯81.3%、掃除79.9%などそのほとんどを女性が担っている現状があります。また、分野別の男女の平等感について、「男性の方が優遇されている」と答えた人は「社会通念や習慣、しき

たり」で73.4%、「政治や行政の施策・政策決定の場」で58.8%、「職場」で54.1%、「家庭生活」で52.3%など、さまざまな分野で男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高く、女性の社会参画は必ずしも十分には進んでいません。

- ◆ 今後も引き続き、市民一人ひとりが、それぞれの個性や人格を認め合い、生活のあらゆる場面で偏見や差別をなくし、お互いの人権を尊重しながら、みんなが協力して暮らしやすい地域社会づくりに取り組む必要があります。また、あらゆる分野において、性別にとらわれることなく、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
人権啓発の推進	「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」に基づき、市民一人ひとりの行動や人権意識の高揚に努め、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を図るため、倉吉市人権教育研究会などの人権（同和）教育推進組織・団体や企業と連携し、総合的かつ計画的な啓発活動を進めます。
人権教育・同和教育の推進	就学前、学校、家庭、地域、職場を通して、あらゆる年代層に対して人権意識を高める人権教育・同和教育を進めます。
男女共同参画意識の醸成	すべての市民が男女共同参画意識を持つよう、各種の媒体やあらゆる機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の是正や個々の能力開発に向けた情報発信、学習機会の提供に努めます。
さまざまな場面における男女共同参画の促進	家庭や地域、職場など市民生活に関するさまざまな場面で、男女共同参画社会が実現するよう、性別を問わず多様な活動に参画することを促したり、社会活動における男女の機会均等を促すなど、関係機関と連携しながら、普及啓発や各種環境の整備を進めます。
男女共同参画の施策推進体制づくり	「第5次くらし男女共同参画プラン」に基づく諸施策を円滑に推進するため、関係団体、事業所、行政などの関係機関の連携・協力体制を強化します。
人権侵害を受けた人々の救済	人権を侵害された市民がさまざまな問題を、より気軽に相談できるよう、相談窓口を設置し、相談者への支援に取り組みます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成32年)
身の回りで人権侵害を受けたことがある市民の割合【%】	「過去1年間に身の回りで、自分自身の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した市民の割合	15.8% (平成26年度)	10.0%
人権教育・同和教育に対する市民1人当たりの参加回数【回/人】	市民1人当たりの部落解放市集会や同和教育町内学習会などの市の所管する研修会に参加した回数	0.42回/人 (平成26年度)	0.45回/人
人権が守られていると考える市民の割合【%】	「普段から自分自身や家族の人権が適切に守られていると思う」と回答した市民の割合	67.4% (平成26年度)	75.0%
男女の機会均等が図られていると考える市民の割合【%】	「身近な社会における男女の機会均等が図られている」と回答した市民の割合	37.3% (平成26年度)	50.0%

施策 10 女性が地域や職場で活躍できる環境づくりを進める <16>

目指すべき姿

教育・保育・福祉施設の充実や男性を含めた家族が家事等を分担・共有することで、安心して子育てと仕事・地域活動が両立でき、地域や職場でいきいきと女性が活躍しています。

現状と課題

- ◆ 市民意識調査によると、家庭における家事、子育て、介護等を男女で「分担して行っている」「どちらかと言えば分担して行っている」と回答した市民の割合が、平成22年度の49.5%から平成27年度の55.3%に増加していますが、依然として半数近くの家庭が男女のどちらか（特に女性）が家事、子育て、介護等のその殆どを担っている状況となっています。
- ◆ 男性は仕事を中心の生活で、家事、子育て、介護等は女性まかせといった状況から、男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含め、職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりが求められています。
- ◆ 女性の活躍の状況を示すひとつの指標として、政策や方針決定における男女共同参画の実現をめざし、市の審議会や委員会等における女性の登用率の目標を40%として取り組んでいますが、平成22年度の22.8%から平成27年度の31.6%と上昇傾向にあるものの、目標に及んでいません。これは、団体や機関における女性の代表者や役員が少ないことから推薦される人が男性中心となることや、女性が活躍しやすい機会の提供と環境づくりが十分でなかったため、役員等を引き受けることなどに消極的に働いていたことが主な原因と考えられます。
- ◆ 平成27年度に実施した「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女が対等に働くために必要なことの主なものとして、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」50.1%、「男女ともに能力が発揮できるよう配置を行う」47.5%、「賃金や昇給の男女格差をなくす」42.3%、「男女ともに能力に応じた昇進、昇格を行う」39.7%、「男女ともに育児・介護休暇など休暇をとりやすいようにする」39.7%と回答しており、企業や事業所における男女共同参画の一層の推進が求められています。
- ◆ 妊娠や出産、育休の取得から近い時期の解雇や降格等いわゆる「マタニティーハラスメント」を行う事業者の増加が近年問題視されてきています。結婚・出産後も仕事を続けることを希望する女性が安心して働くことができ、出産、子育て後も職場への復帰ができるよう、関係機関や企業との連携が求められています。
- ◆ 女性と男性が、ともに仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」を行い、子育てに関わる休暇を取得しやすい雰囲気づくり等、子育てに配慮した職場環境が整備されるよう、育児休業や短期時間勤務に係る労働協約や就業規則、就業規定の整備が求められています。

- ◆ 今後は、女性が自らの意思でその個性と能力を発揮し、地域や職場で活躍することができるよう、継続的な啓発や相談体制の整備、情報提供、学習機会の提供等を行う中で、積極的な女性の登用、就労、起業等に向けた一層の取組を行い、女性のみならず男性も含めた意識改革、家庭、地域、職場における環境づくりを推進していく必要があります。
- ◆ 結婚、出産、子育てに関する様々なイベントや保育サービスなど充実した子育て支援事業を実施していますが、情報の受け手である市民にその内容等が十分に伝わりきれていないことから、今後は市民への積極的かつ効果的な情報発信が求められています。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
就労支援及び女性の登用	女性に多様な就労機会を創出するため、就業生活に関する相談や、各種セミナー・スキルアップ研修、職場体験講習、育児・保育情報の提供、仕事の紹介などを推進します。また、女性の自主・自立の促進と女性リーダー育成のための各種取組及び啓発を行うとともに、公的審議会等へ女性の積極的な登用を推進します。
情報の発信	女性や高齢者等への就業情報を斡旋する市役所内就業情報発信事業や、子育て、保育施設、小児科、補助金などの情報集約や発信を行う、ステキ情報発信事業を推進します。
ワークライフバランスの促進	女性の活躍する機会を増やすため、男性の働き方を見直す取組として、日常的に家事に積極的に関わっている男性を「家事メン」、部下の仕事と家庭の両立を応援し自らも実践する上司のことを「イクボス」と呼び、PR していきます。また、家事メンになるためには、残業量の減少などの最低条件を整え、行政・企業の協働によりバックアップをしていきます。さらに、行政による指標の設定や、家事メン推奨事業等、男女共同参画を推進する市民や事業所等を表彰するなどの取組を推進します。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 32 年)
男女ともに働きやすい職場環境を認定する男女共同参画推進企業の認定数【社】	平成 16 年 2 月に創設された、鳥取県の認定制度による、倉吉市内の認定事業者数	65 社 (平成 26 年度)	100 社
公的審議会の女性登用率【%】	市の各種審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	31.6% (平成 27 年度)	40%

